

# NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ定款

## 第1章 総 則

(名称)

### 第1条

この法人は、NPO法人都城ぼんちスポーツクラブという。

(事務所)

### 第2条

この法人は、主たる事務所を宮崎県都城市高城町穂満坊2492番地都城市高城運動公園内に置く。

(目的)

### 第3条

この法人は、会員並びに地域住民に対して、運動・スポーツ活動の振興に関する事業を行い、地域の活性化を図るとともに、健全な心身の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

### 第4条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

### 第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の掲げる事業を行う。

- (1) 各種スポーツ教室、スポーツサークルに関する事業
- (2) 各種スポーツ大会、スポーツイベントに関する事業
- (3) 各種スポーツ研修会、講習会の開催事業
- (4) スポーツ指導者の育成、派遣事業
- (5) スポーツ及び健康増進活動の企画、運営受託事業
- (6) 主にスポーツに関する情報収集及び提供
- (7) 公共スポーツ施設の管理委託事業
- (8) 学術、文化、芸術の振興を図るための事業
- (9) その他、本法人の目的達成のための必要な事業

(その他の事業)

### 第6条

この法人は、前条の事業のほか、次の事業を行う。

- (1) バザー、その他スポーツ関連物品の販売及び斡旋の事業
- 2 前項に掲げる事業は、前条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、前条に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

(種別)

### 第7条

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営に参画する個人及び家族、団体

(2) 利用会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人及び家族

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

### 第8条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は入会后、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに理事長に届けなければならない。

(入会金及び会費)

### 第9条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

### 第10条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

### 第11条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

#### 第12条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

#### 第13条

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

#### 第14条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上12人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、理事長を1人、副理事長を3人以内とする。

(選任等)

#### 第15条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

#### 第16条

理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

#### 第17条

役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

#### 第18条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、延滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

#### 第19条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

#### 第20条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

#### 第21条

この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本クラブに功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

### 第22条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

### 第23条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

### 第24条

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

### 第25条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

### 第26条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

## 第27条

総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

## 第28条

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に関する規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

## 第29条

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむ得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条及び次条第1項の適用について、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

## 第30条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

## 第31条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

## 第32条

理事会に、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

### 第33条

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

### 第34条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

### 第35条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

### 第36条

理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決事項)

### 第37条

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

### 第38条

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び前条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

### 第39条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

### 第40条

この法人の資産は、各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

### 第41条

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

### 第42条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

### 第43条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

### 第44条

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書面は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数決による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

## 第52条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の帰属)

## 第53条

この法人が解散（合併又は破産による解散の場合は除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、都城市に譲渡するものとする。

(合併)

## 第54条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

## 第55条

この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、宮崎県NPOポータルサイトに掲載して行う。

## 第8章 事務局

(事務局)

## 第56条

この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 雑則

(委任)

## 第57条

この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	江内谷 満義		
副理事長	七村 兼治		
理事	阿多 明博	理事	安藤 正時
理事	山下 恵子	理事	渡辺 小百合
理事	原口 伸一	理事	溝添 順輝
理事	吉田 孝雄	理事	米盛 澄雄
理事	溝添 江利子	理事	尾曲 ともみ
監事	山崎 一郎	監事	二見 淳一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 個人正会員 4,000 円/年  
家族正会員 6,000 円/年  
3人目から1人につき一般2,500 円、中学生以下1,500 円追加  
団体正会員 13,500 円/年  
6人目から1人につき一般2,500 円、中学生以下1,500 円追加
  - (2) 利用会員 入会金 1,000 円/年  
中学生以下 2,000 円/年  
一般 3,000 円/年  
家族 5,000 円/年  
3人目から1人につき一般2,500 円、中学生以下1,500 円追加
- 7 この法人の設立により、任意団体高城スポーツクラブの事業、会員及び財産はこの法人が継承する。

宮崎県都城市高城町穂満坊 2492 番地

NPO 法人都城ぼんちスポーツクラブ

理事 星原 透

## 改訂履歴

改訂番号	改訂年月日	改訂内容	承認	作成者	認証日
1	2018. 6. 11	第2条（事務所） 高城運動公園内に変更	総会	尾曲	-
2	2018. 6. 11	第14条（種類及び定数） 副理事長の人数を2名から3名に変更	総会	尾曲	-
3	2018. 6. 11	第55条（公告の方法） 法第28条の2第1項に規定する 貸借対照表については、宮崎県N POポータルサイトに掲載して行 うと追加	総会	尾曲	-
4	2018. 6. 11	第1条（名称） この法人は、NPO法人都城ぼ んちスポーツクラブという。	総会	尾曲	H30. 8. 21